

**【出版刊行助成事業実施要綱】**

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人横浜学術教育振興財団（以下「財団」という）が研究者に対して行う出版刊行の助成について、必要な事項を定めるものとする。

(助成内容)

第2条 財団は、予算の範囲内において、研究者の出版刊行に要する経費を助成する。

(申請資格)

第3条 申請者は、横浜市内の大学及び公的研究機関で研究に従事する者とする。ただし、理事長が特に認めた場合はこの限りでない。

(助成基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当し、かつ学術教育の振興に貢献すると思われる出版に対し、刊行費を助成する。ただし、営利を目的とする場合はその限りでない。

- (1) 社会的要請の強い研究成果
- (2) 先駆的・独創的な研究成果
- (3) 神奈川県もしくは横浜市に関する研究成果

(申請)

第5条 刊行費の助成を受けようとする者は、所定の申請書に必要な書類を添えて、所定の期間内に申請しなければならない。

(決定)

第6条 理事長は、研究者等助成選考委員会の審査を経て、助成対象者、助成額、助成に伴う条件等を決定する。

- 2 理事長は、前項の規定による助成金決定の際、必要に応じてそれぞれ条件をつけることができる。

(通知)

第7条 前条の規定に基づき助成の決定を行った場合は、理事長は速やかに申請者に通知する。

(請求)

第8条 助成金決定通知を受けた者は、理事長に助成金を請求しなければならない。

(助成金執行上の義務)

第9条 出版刊行の助成を受けた者は、出版に際して、当該成果が財団の助成に基づくものであることを付記しなければならない。

- 2 出版刊行の助成を受けた者は、その対象となった出版物の刊行後 1 ヶ月以内に 2 冊を理事長に提出しなければならない。

(計画の変更)

第10条 助成金受給者が、その対象となった刊行の計画を変更しようとする場合は、あらかじめ理事長にその旨を申し出て、承認を受けなければならない。

(取り消しまたは返還命令)

第11条 次の各号に該当する場合は、理事長が交付決定を取り消し、又は支給した額の全

部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 他の助成金を重複して受給したとき
- (2) 申請書の内容が事実と著しく相違したとき
- (3) 理由なく刊行を行わないとき
- (4) 本規程に違反したとき
- (5) その他理事長が不相当と認めたとき

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、出版刊行助成に関する必要な事項は理事長が定める。